

在宅介護手当

家庭において、長期にわたり寝たきりの者又は認知症その他の精神障害を有する者で、常時介護を必要とする者を介護している者に対して、在宅福祉の増進を図ることを目的として、在宅介護手当を支給します。

【対象者】

次のいずれかに該当する要介護者の親族又は同居者で、東洋町の住民基本台帳に記録され、かつ、居住し、要介護者を常時介護している介護者です。

- (1) 病気その他の理由により、在宅で長期寝たきり状態(介護がないと外出が 困難であり、食事、排泄、着替えのいずれかで介助を要し、1 日の大半をベッド上で過ごす)が3ヶ月以上続いている者
- (2) 認知症その他の精神障害による問題となる行動が6ヶ月以上続いている者

【支給額】

月額 40,000 円

※月のうち 15 日以上を在宅で介護していた月が対象です。

【申請の方法】

申請後、受給資格の適否を調査・審査を行い、決定します。

専門医(認知症や精神疾患を診断できる専門科に属する医師)による診断書が必要な場合があります。

まずは地域包括支援センターまでお問い合わせください。

お問い合わせ 東洋町地域包括支援センター ☎0887-29-3186
